

2021.10.01

ESG リスクトピックス <2021 年度第 7 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■脱炭素■

JCLP、カーボンプライシング制度設計推進に向けた意見書を公表

日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）*は 7 月 28 日、カーボンプライシング（炭素税及び排出量取引）の制度設計推進に向けた意見書を公表し、関係省庁に送付した。気候危機回避のための効果的なカーボンプライシング制度の導入に向けた議論を前進させることがねらい。意見書では、カーボンプライシング制度の設計や導入時期の議論の促進、中小企業や低所得者層への負担軽減を考慮した公正な移行、カーボンプライシングの目的や効果に関する分かりやすい情報発信などを求めた。

* 持続可能な脱炭素社会の実現には産業界が健全な危機感を持ち、積極的な行動を開始すべきという認識の下に 2009 年に発足した日本独自の企業団体。約 190 社が加盟。

（参考情報：2021 年 7 月 28 日付 JCLP HP：<https://japan-clp.jp/archives/8923>）

■リサイクル■

米 NGO Recycling Partnership、容器・包装の“リサイクル可能性”のフレームワーク案を策定

米 NGO Recycling Partnership は 8 月 11 日、容器・包装の「Recyclability Framework（リサイクル可能性フレームワーク）」の案を公表した。本フレームワーク案では、企業が容器・包装のリサイクル可能性を判断する上で活用することを目論んでいる。

本フレームワーク案では、容器・包装のサーキュラーエコノミー*化に向けた、リサイクル可能性を評価する基準として、「Design for circularity（サーキュラー設計）」「Recyclability Prevalence（リサイクル可能性の普及率）」「Access & Adoption（アクセスと適用）」「Capture Journey（回収経路）」「Packaging Fate（使用後の処理／選択肢）」の 5 つが示された。例えば「リサイクル可能性の普及率」では、「市場流通量の 75%以上でリサイクル可能な形態となっているか」どうか具体的な判断基準として挙げられており、他 4 つの項目についても具体的な判断基準が整理されている。

* サーキュラーエコノミーとは、従来の「採取・製造・廃棄」という直線型の経済モデルを脱却し、資源や製品、原材料などの価値を可能な限り保持し、最大限に活用するシステムのこと。

（参考情報：2021 年 8 月 11 日付 The Recycling Partnership HP：<https://recyclingpartnership.org/industry-leaders-help-establish-groundbreaking-framework-to-evolve-packaging-recyclability/>）

（参考情報：2021 年 8 月 11 日付 PATHWAY TO CIRCULARITY: Recyclability Framework：https://recyclingpartnership.org/wp-content/uploads/dlm_uploads/2021/08/Recyclability-Framework-Recycling-Partnership.pdf）

■ サークュラーエコノミー ■

循環経済パートナーシップ (J4CE) がサーキュラーエコノミーの企業取り組み事例を紹介

循環経済パートナーシップ (J4CE) *は 9 月 2 日、日本企業および業界団体による循環経済の取り組み事例を紹介するウェブサイトを開示した。また、有識者委員会が選定した注目事例をまとめた「注目事例集 2021 パンフレット」も公表された。本事例集を通じて、日本企業の優れた技術やアイデアなどを国内外に広く発信し、循環経済を早期に実現することを目指している。

* 環境省、経済産業省ならびに一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）により設立された。循環経済への更なる理解と取組の促進を目指し、官民連携の強化を目的としたもの。

(参考情報：2021 年 9 月 2 日付 IGES HP：<https://www.iges.or.jp/jp/news/20210902>)

Social—社会—

■ 人権 ■

国際人権 NGO が中国企業の海外事業における人権侵害を警告

国際人権 NGO の「ビジネスと人権リソースセンター」は、8 月 11 日公表の報告書で、2013 年から 20 年までの間に中国企業の海外事業に関連した人権侵害の告発が 679 件あったとして、中国企業による人権侵害を警告した。業種では鉱業や建設が多く、国別では資源産出国のミャンマーやペルーなどが目立った。

(参考情報：2021 年 8 月 11 日付 同団体の HP：<https://www.business-humanrights.org/en/from-us/briefings/going-out-responsibly-the-human-rights-impact-of-chinas-global-investments/>)

Governance—ガバナンス—

■ ガバナンス ■

経済産業省が「Society5.0」を実現するためのガバナンスに関する報告書を公表

経済産業省は 7 月 30 日、「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2: アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」報告書を公表した。世界が直面する様々な課題をデジタル技術によって解決する「Society5.0」を実現していくために、多様なステークホルダーが迅速にルールや制度をアップデートし続ける「アジャイル・ガバナンス」の実践が必要であることを示した。

(参考情報：2021 年 7 月 30 日付 同省 HP：<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210730005/20210730005.html>)

■ 公益通報者保護 ■

消費者庁が改正公益通報者保護法施行に向けた指針を公表

消費者庁は 8 月 20 日、組織の不正を内部通報した役職員らの保護強化を求める公益通報者保護法改正（2020 年 6 月）の趣旨を踏まえ、公益通報に対応する窓口の設置や責任者の明確化などを企業に義務付ける指針を公表した。本指針では、通報対象事案に関係する役員や管理職などを調査や対処に関与させないための体制や通報者に降格や減給などの不利益な取り扱いをした役職員らの懲戒処分などを挙げる。同庁は改正法施行（22 年 6 月まで）に併せて、指針の解説を作成する。

(参考情報：2021 年 8 月 20 日付 消費者庁 HP：<https://www.caa.go.jp/notice/entry/025523/>)

■ サプライチェーン管理 ■

花王がサプライチェーンの ESG 推進の新ガイドライン公表

花王は 8 月 24 日、「調達に関わるサプライチェーン ESG 推進ガイドライン」を公表した。本ガイドラインでは、取引先に対して、原材料調達時に法令遵守だけでなく、環境保全など社会課題への配慮を求めている。特に、天然資源（油脂、紙・パルプなど）の調達先や人権・環境面でのデューディリジェンスが不十分な取引先を「ハイリスクサプライヤー」と位置づけ、第三者監査を優先実施し、リスク把握および指摘事項の改善要求を行う。指摘事項が改善されない場合は、取引中止も視野に入れる。

(参考情報：2021 年 8 月 24 日付 同社 HP：<https://www.kao.com/jp/corporate/news/sustainability/2021/20210824-002/>)

全般・その他

■ ESG 投資 ■

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が「2020 年度 ESG 活動報告」を刊行

GPIF は 8 月 20 日、環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する取組みとその効果を報告するために、「2020 年度 ESG 活動報告」を刊行した。

本報告書によると、気候変動に関する重要性が高まりつつある背景を受けて、気候変動リスク・機会に関連する情報開示の拡充や、温室効果ガス排出量の計測/分析範囲をサプライチェーン全体に拡大するなど、2019 年度版までの分析をさらに掘り下げている。GPIF は、「ESG 活動が期待通りに金融市場の持続可能性やリスク調整後のリターン向上につながっているかを測定し、長期的な効果検証につなげていく」としている。

(参考情報：2021 年 8 月 20 日付 GPIF HP：<https://www.gpif.go.jp/investment/esg/2020esg.html>)

■ SDGs ■

サステナブルトランジションが、SDGs 情報プラットフォームをリニューアル

一般社団法人サステナブルトランジションは 8 月 25 日、本年 1 月にリリースしていた SDGs 情報プラットフォーム「Platform Clover（プラットフォームクローバー）」のリニューアル版を公表した。

同プラットフォームは、企業・自治体・個人等が同プラットフォーム上に自身のページを開設することができ、各々の SDGs に関する活動、事業上の強味、解決したい課題などの情報を発信、検索しあうことによって、SDGs 課題を解決するためのパートナーシップの形成やビジネスマッチング、新規ビジネス創出の促進を企図したもの。

今次のリニューアルでは、マイページ作成、アクティビティ発信、ニーズ・シーズ発信およびこれらの検索機能や、ユーザー間のコミュニケーション機能など、同プラットフォームの中核機能が実装された。

(参考情報：2021 年 8 月 25 日付 サステナブルトランジション HP：<https://sustainable-transition.or.jp/>)

■ DX ■

デジタル庁が発足、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会に向けた施策を推進

9月1日、デジタル庁が発足した。「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を。」をミッションとし、未来志向のDXを大胆に推進、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることを目指すとしている。COVID-19禍への対応を通じ、行政サービスや民間におけるデジタル化の遅れが課題として浮き彫りになる中、デジタル社会形成の司令塔として発足。「行政のデジタル化」、「医療・教育・防災をはじめ、産業社会全体にわたるデジタル化」、「誰もが恩恵を享受できるデジタル化」の3つの柱に重点的に取り組む。

(参考情報：2021年9月1日付 デジタル庁 HP：<https://www.digital.go.jp/posts/uWAA9Dcp>)

今月の『注目』トピックス

<気候変動>

○IPCC、第6次評価報告書のWG1 報告書公表。人間の影響が大気、海洋及び陸地を温暖化させてきたことに疑う余地がないと言及

(参考情報：2021年8月6日付 IPCC HP：<https://www.ipcc.ch/report/sixth-assessment-report-working-group-i/>
2021年8月9日付 環境省 HP：<http://www.env.go.jp/press/109850.html>)

IPCC (国連気候変動に関する政府間パネル) の第54回総会及び同パネル第1作業部会 (WG1*) 第14回会合が7月26日～8月6日にかけて開催され、IPCC 第6次評価報告書 WG1 報告書 (自然科学的根拠) の政策決定者向け要約 (SPM) が承認された。

2013年に出された第5次評価報告書と比較し、着目すべき更新事項のポイントは以下の通り。特に、海面上昇に関しては、気候変動の対策を取ったとしても上昇し続けるという想定が出されているため、対策を行うとともに将来の高潮被害に関しても想定を行う必要がある。

項目	従来 of 報告書	今回の報告書
気候システムにおける人間の影響	- 気候システムの温暖化に疑う余地がない。 - 気候システムに対する人間の影響は明らかである。	人間の影響が大気、海洋及び温暖化させてきたことには疑う余地はない。
気候感度**	1.5～4.5℃の範囲で想定される。	2.5～4℃で想定される。 - 中央値は3℃と想定。 - 不確実性の幅が低減され、上昇傾向にあることが示唆される。
気温	- 工業化以前と比べた21世紀末における世界平均気温の上昇量は、RCP2.6を除くすべてのシナリオで1.5℃を、RCP6.0 と RCP8.5 では2℃を上回る。 - 地球温暖化が現在の速度で進行した場合、2030～2052年の間に1.5℃の地球温暖化に到達する。	- 向こう数十年の間にCO₂及びその他の温室効果ガスが大幅に減少しない限り、21世紀中に1.5℃及び2℃を超えることになる。 - 陸域では、海面付近よりも1.4～1.7倍の速度で気温が上昇する。 - 北極圏では世界平均の約2倍の速度で気温上昇する。
降水	地域的な例外はあるかもしれないが、湿潤地域と乾燥地域、湿潤な季節と乾燥した季節の間での降水量の差が増加する。	1995～2014年と比較した2081～2100年の陸域の年平均降水量 - SSP1-1.9***：0～5%増加 - SSP2-4.5***：1.5～8%増加 - SSP5-8.5***：1～13%増加

海面水位	・ 熱膨張に起因する海面水位上昇は何世紀にもわたり継続するため、2100 年以降も世界平均海面水位上昇が継続する。 ・ 21 世紀末に地球温暖化が 1.5℃に抑えられたとしても、2100 年以降も海面上昇は継続する。	・ 海面深部の温暖化と氷床の融解が続くため、海面水位は数百年から数千年もの間上昇をし続け、上昇した状態がさらに数千年にわたり継続する。
------	---	---

* IPCC においては、3 つの作業部会がある。各 WG の役割は以下の通り。

WG1：気候システム及び気候変動の自然科学的根拠に関する評価

WG2：気候変動に対する社会経済及び自然システムの脆弱性、気候変動がもたらす影響等の評価

WG3：温室効果ガスの排出削減などの気候変動緩和オプションの評価

その他の WG に関しては 2022 年以降に報告され、2022 年 9 月に統合報告書が発表される予定。

** 気候感度：大気中の CO2 濃度が倍増した際に、地表気温が全球平均で最終的に何℃上昇するのかという値を指す。

*** SSP（共有社会経済シナリオ）：RCP（代表的濃度経度シナリオ）と呼ばれる温室効果ガスが将来安定化する濃度レベルとそこに至るまでの経路を仮定したシナリオと組み合わせて使われることが多く、第 6 次評価報告書では主に以下のシナリオで想定がされている。

SSP1-1.9：21 世紀半ばにカーボンニュートラルを行い、21 世紀末までに気温上昇を 1.5℃に抑える気候政策を導入。

SSP2-4.5：中道的な発展の下で、気候変動策を導入した場合を想定。21 世紀末までの気温上昇は最も改善されて 2.7℃

SSP5-8.5：化石燃料依存型の発展の下で、気候政策を導入しない場合を想定。

Q&A

**Question**

昨今の報道等で、日本企業にも人権取り組みのいっそうの強化が求められているように見受けられます。企業に求められる取り組みのうち、「人権デューディリジェンス」の概要や取組のポイントを教えてください。

Answer**1. 人権デューディリジェンスとの重要性**

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、同原則）は、人権保護・尊重のための国の義務と企業の責任を示したグローバル基準である。同原則は、企業の人権取り組みについて、主に以下の3点を求めています。

- ・人権を尊重する方針によるコミットメント
- ・人権デューディリジェンスの実施
- ・救済へのアクセスの確保

なかでも、人権デューディリジェンス（以下、人権 DD）について、「人権への負の影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかということに責任をもつために、企業はデューディリジェンスを実行すべきである」と記載しています。つまり、人権 DD を企業の人権取り組みにおける中心的なプロセスと位置付けているのです。

欧米諸国における人権取り組みでは、企業に人権 DD を義務付ける法整備が進んでおり、日本企業でも欧米で事業を展開する場合には、人権 DD の実施が必要不可欠になっています。

2. 人権 DD の対象

人権 DD の対象は、同原則がいう「人権への負の影響」であり、これを「人権侵害のリスク」と捉えることもできます。つまり「人権への負の影響を特定し、防止」するための人権 DD は「人権侵害リスク管理」の一環ともいえるでしょう。

しかしながら、いわゆる企業のリスク管理と人権 DD は異なる点があります。前者は企業自身に被害・損失が生じさせるリスクが対象なのに対して、人権 DD は企業の事業活動等が他者の人権を「侵害するリスク」を対象とする点です。

なお、企業の事業活動等が原因となる「人権への負の影響」は、下記のケースが想定されています。ポイントは、企業活動が直接的に発生させるケースに限らず、間接的に関与するケースも責任の範囲と考えることが主流になっていることです。

ケース	事例
1. 人権への負の影響を引き起こしている	・ 自社店舗での顧客への人種差別的な対応 ・ 自社従業員への危険な労働の強制
2. 人権への負の影響を助長している	・ 納期直前に注文内容を変更し、サプライヤー内の長時間労働を誘発 ・ 子供向けに栄養価の偏った飲食物を販売し、健康被害を誘発
3. 人権への負の影響が、取引関係によって、事業・商品またはサービスに直接結びついている	・ 下請企業が契約上の義務に反して作業を再委託し、再委託先で児童労働が発生

※法務省『今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応』を基に弊社作成

そのため、自社による「人権への負の影響」を特定するためには、人権 DD の中でステークホルダーをより広く捉える（正規・非正規の雇用形態やグループ会社・取引先などすべての従業員、顧客、消費者全般、事業活動地域の住民など自社活動の直接的・間接的な関係者）ことが適当です。さらに、自社の製品・サービスのライフサイクル・バリューチェーン全体を考慮することが求められます。

3. 人権 DD 実施のプロセス

人権 DD を実践する際のプロセスを、日本弁護士連合会の「人権デュー・ディリジェンスのためのガイダンス（手引）」では、下記の表のとおり例示しています。

それによると、▽「人権への負の影響」（＝人権侵害リスク）の洗い出し・評価▽洗い出したリスクへの効果的な対策の実施▽リスク対策の効果検証——がポイントに挙げられ、リスク管理と同様の PDCA サイクルによる実効的な取り組みが目指すべき姿と読み取れます。さらに、自社にとって重要な人権課題および対策の実施状況、それによる成果などについて対外的な情報開示も同じく必要となります。

プロセス	対応する運用上の原則：（概要）
企業活動の影響評価	・ 人権への負の影響を特定・評価する（原則 18）
企業活動への統合	・ 影響評価の結論を関連する全社内部門・プロセスに組み入れ、適切な措置を取る（原則 19）
実行状況を追跡・報告	・ 負の影響が対処されているかどうかの検証のため、対応の実効性を追跡評価する（原則 20）
外部への情報提供	・ 負の影響に対する取組について、影響を受ける個人・集団や投資家、その他ステークホルダー等へ情報提供（原則 21）

4. 人権 DD 実践に際しての留意点

最後に、人権 DD を実践する上で留意すべき点を、以下の通り例示いたします。

（1）人権 DD の必要性和意義の共有・浸透

自社が人権 DD に取り組む必要性和意義を共有・浸透させるため、まずは経営トップが認識した上で、自社の各層や日々の事業活動に浸透させる努力が必要です。

企業による人権尊重の取り組みは、もはや慈善活動ではありません。欧米での人権 DD 義務化のように、企業にとって事業活動で不可欠なプロセスになりつつあります。一方で、消費者・投資家・従業員などのステークホルダーにおいて、各企業の人権尊重に対する意識や姿勢、具体的取り組みなどに注目する気運が高まっています。そこでは、批判的な視点に限らず、企業の好取組に対するプラスの視点も目立っています。例えば人権取り組みの強化・充実が、顧客層の開拓やブランドの向上、優秀な人材の惹き付けなどによる企業価値向上が考えられます。

(2) 継続的な教育・研修

上記の必要性と意義を組織内に浸透するには、他のテーマと同様に定期的・継続的な教育・研修が常道です。人権にまつわる基準や制度のほか、他社が批判を受けた事例や逆に好事例などを取り上げ、自社として意識すべき人権についての学習機会を設けます。「人権と企業」の問題は、特に国内では注目が高まる途上にあるため、次々に認識が必要な新しいトピックスが発生しています。こうした話題を感度よく取り上げて研修などに織り込んでいくことが必要と言えます。一方で、事業活動の現場に生じる人権課題を洗い出す作業を盛り込むことで、自社の人権課題の抜け漏れを防ぎ、組織全体で人権 DD を実践することにもつながります。

(3) 専門家・ステークホルダーの視点

人権 DD には、より多角的な視点が必要です。ステークホルダーをより広く捉えることや、多国籍に事業を展開する企業では日本以外の環境や社会特性などを前提に考える思考が必要です。その点、当事者である自社役職員のみでは、視野の広がりや十分でない可能性があります。改善のためには、外部の専門家やステークホルダーの視点が有効であり、これら外部専門家の知見や意見を得る場を設ける努力が求められます。

リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ
主任 末永 潤

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（サステナビリティグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 気候変動リスク、水リスク
- ◆ SDGs支援
- ◆ 生物多様性、自然資本
- ◆ 再生可能エネルギー
- ◆ 人権リスク 等

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2021